

…住宅に木をたくさん使うと 200万円の割増融資が受けられる!…

平成11年の経済新生対策（平成11年11月11日閣議決定）において、高規格住宅工事（環境配慮型）割増が新設されました。この高規格住宅工事（環境配慮型）とは、居住性、耐久性、安全性等について高い水準を有すると共に、環境負荷の低減に資する配慮がなされている住宅を建設する工事をいいます。

この高規格住宅工事（環境配慮型）と高耐久性木造住宅工事を併せて行う場合200万円の割増融資を受けられます。高規格住宅工事（環境配慮型）の基準を2、3抜粋すると

- (1) 居室の天井高が240cm以上であること。
- (2) 洋室の出入口高さが190cm以上であること。
- (3) 通し柱である隅柱が13.5cm角以上であること。
- (4) 環境負荷の低減に有効な資材を一定量以上使用していること。等があります。



特に今回の重点であります(4)環境負荷の低減に有効な資材とは、①再生資材又は②二酸化炭素の貯蔵に寄与する資材（木材）のことであり、下記の基準のいずれかに適合しなくてはなりません。

①再生資材の基準

住宅を構成する再生資材の床面積（住宅部分の床面積）当たり合計使用量が $0.02\text{m}^3/\text{m}^2$ 以上であること。又、再生資材については細かく指定があります。

②二酸化炭素の貯蔵に寄与する資材（木材）の基準

住宅を構成する木材の床面積（住宅部分の床面積）当たり合計使用量が $0.21\text{m}^3/\text{m}^2$ 以上であること。

これまで自然素材である木材の良さを何度も取り上げ、紹介してきました。ここで又1つ住宅に木を使用する利点が増えたことになると思います。

高規格住宅工事（環境配慮型）についての詳しい内容についてはお問い合わせ下さい。

[情報] 野焼きが全面禁止となりました。今まで現場で焼却した木屑の処理が出来なくなるわけです。現在メーカーがいろいろな焼却炉の安売りをしておりますが、1時間200kg以上の処理能力のあるものや火格子面積 2m^2 以上のものは年1回の焼却灰の検査など数10万円の費用が必要になるそうです。

《定休日》3月は、4、5、11、12、19、20、21、26日になります。

4月は、2、8、9、15、16、22、23、30日になります。

（3月の定休日については、先月号と異なります。）

ご協力宜しくお願いします。

